

阿蘇くじゅう国立公園

阿蘇地域管理計画書

平成13年3月7日

環境省自然環境局
九州地区自然保護事務所

目 次

第1 阿蘇くじゅう国立公園管理計画区設定方針	
1 管理計画区区分方針	1
2 管理計画作成方針	1
3 阿蘇地域管理計画区の概要	3
4 地種区分別土地所有別面積	5
5 阿蘇くじゅう国立公園の指定及び計画の経緯	5
6 公園計画	6
第2 阿蘇地域管理計画区	
1 管理の基本的方針	8
I 中央火口丘地区	8
(1) 保護に関する方針	
(2) 利用に関する方針	
II 火口原地区	11
(1) 保護に関する方針	
III 外輪山地区	12
(1) 保護に関する方針	
(2) 利用に関する方針	
2 風致景観の管理に関する事項	15
(1) 許可、届出等取扱方針	15
(2) 公園事業取扱方針	28
3 地域の開発整備に関する事項	33
(1) 自然公園施設	
(2) 一般公共施設	
(3) その他の大規模施設	
4 土地及び事業施設の管理に関する事項	35
(1) 国有財産の管理	
(2) 自然公園美化管理財団事業	
(3) その他の土地又は事業施設の管理	
5 利用者の指導等に関する事項	36
(1) 自然解説に関する事項	
(2) 利用の規制	
(3) 利用者の安全対策	
6 地域の美化修景に関する事項	37
(1) 美化清掃計画	
(2) 修景緑化計画	
7 その他関連事項	37
(1) 阿蘇くじゅう国立公園連絡会議	
(2) 関係行政機関との連携協力	
(3) 関係各種団体との連携協力	
8 参考資料	
1. 管理計画検討会名簿	38
2. 作成経緯及び検討経緯	39

第1 阿蘇くじゅう国立公園管理計画区設定方針

1 管理計画区区分方針

本国立公園を二分する景観構成及び公園管理の実態等を勘案し、行政区分を主体に次のとおり管理計画区を設定する。

地域名	県名	市町村名
阿蘇地域	熊本県	菊池市、旭志村、大津町、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、高森町、白水村、久木野村、長陽村
くじゅう地域	大分県	別府市、庄内町、湯布院町、久住町、直入町、九重町、玖珠町

阿蘇地域管理計画区は、阿蘇くじゅう国立公園の熊本県側に係る地域であり、同国立公園の総面積72,678haの約75%(54,368ha)を有している。行政区域では、菊池市、旭志村、大津町、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、高森町、白水村、久木野村、長陽村の13市町村にわたっている。

本管理計画は、地域の現状・特性を基に、従来より行ってきた管理や指導方針を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るために作成するものである。

阿蘇地域管理計画区の地形は、中央火口丘、火口原、外輪山（カルデラ内壁、菊池溪谷、瀬の本高原、涌蓋山を含む）というように大別できる。また、土地利用もこの分類で大まかに分かれ、公園管理の面でもこの地形区分ごとに取り扱うべきものが多いため、従来より当地域を、Ⅰ 中央火口丘、Ⅱ 火口原、Ⅲ 外輪山の3つの地区に分け、それぞれに取扱を定めてきた。本改訂にあっても引き続き3つの地区を設け、管理計画を作成するものとする。

2 管理計画作成方針

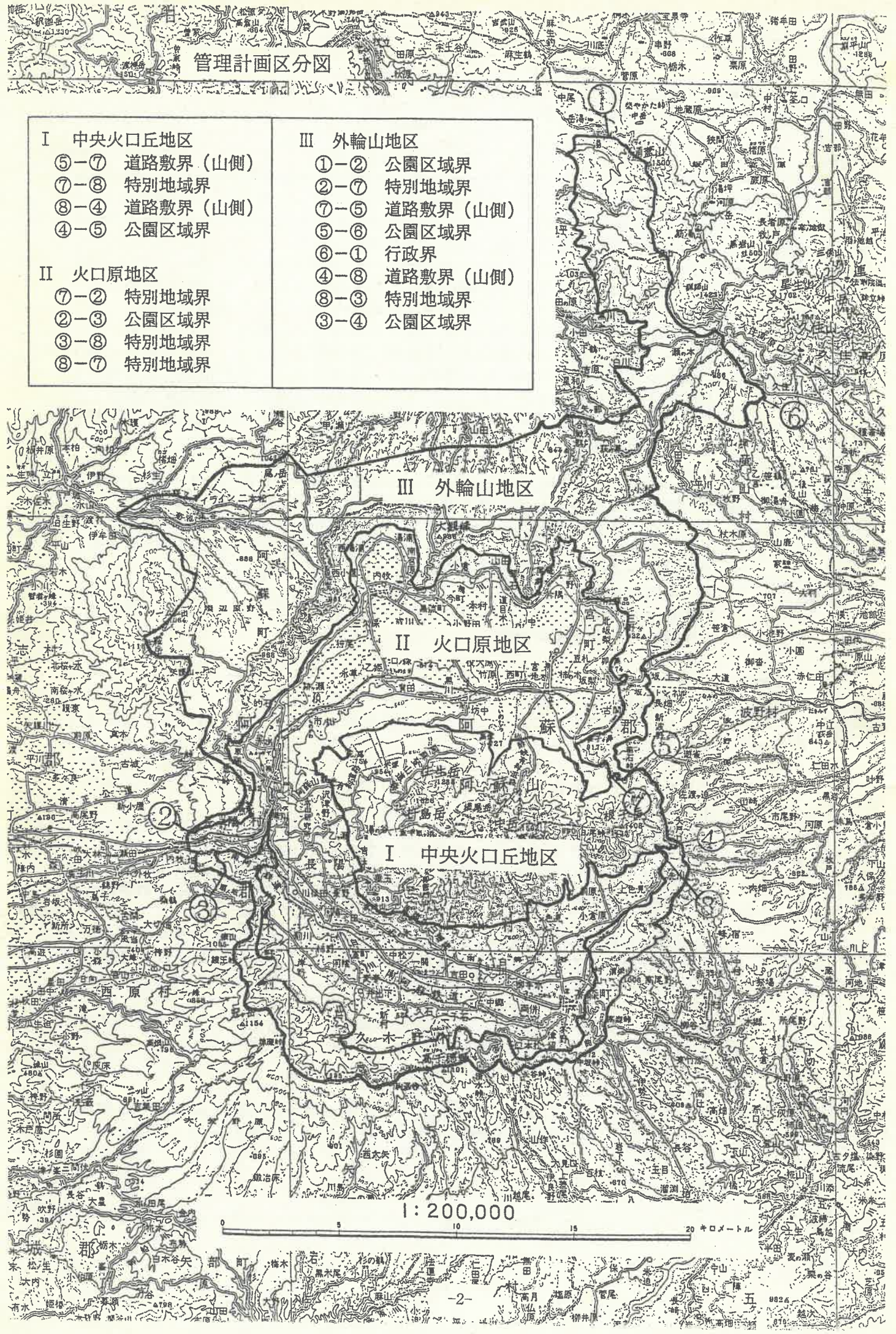
阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域管理計画は、昭和55～56年に作成、昭和63～平成元年に改訂され現在に至っている。この間、公園計画の第2次点検、環境基本法施行に伴う環境基本計画の閣議決定、行政手続法施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応等、国立公園をとりまく社会的状況の変化があった。

今回の改訂は、本地域の良好な自然の利用に主眼をおいた従来の基本方針を踏襲しつつ、地域の特性を活かした現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて必要な改訂を行うこととする。

- (1) 保全対象と保全方針を定めることによって、公園管理の目的の明確化を図る。
- (2) 公園計画の基本に基づき、従来からの指導指針等も含めて、行為の種類ごとに取扱方針を整理し、整合性のある風致景観の管理を図る。
- (3) 施設の整備及び管理について、総合的な検討を行い、自然条件に見合った適正な利用の促進を図る。
- (4) 公園利用者に対する指導体制の整備、普及啓発活動等の充実・強化を図る。
- (5) 現行の管理計画運用上、現状にそぐわない部分の改訂及び新規取扱いを追加する。
- (6) その他、地域の特性に応じて、現地管理のために必要な事項の整理を行う。

管理計画区分図

- | | |
|--|--|
| <p>I 中央火口丘地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤-⑦ 道路敷界 (山側) ⑦-⑧ 特別地域界 ⑧-④ 道路敷界 (山側) ④-⑤ 公園区域界 <p>II 火口原地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦-② 特別地域界 ②-③ 公園区域界 ③-⑧ 特別地域界 ⑧-⑦ 特別地域界 | <p>III 外輪山地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-② 公園区域界 ②-⑦ 特別地域界 ⑦-⑤ 道路敷界 (山側) ⑤-⑥ 公園区域界 ⑥-① 行政界 ④-⑧ 道路敷界 (山側) ⑧-③ 特別地域界 ③-④ 公園区域界 |
|--|--|



1:200,000

3 阿蘇地域管理計画区の概要

本管理計画区の概要は、以下のとおりである。

(1) 自然の概要

項	目	概	要
自然の概要	標高	300m（立野火口瀬）～1,592m（高岳）	
	地形	<p>阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域は、南北約25km、東西約18kmに及ぶ世界最大級のカルデラを持つ阿蘇火山を中心とした地域である。</p> <p>阿蘇火山は最高峰である高岳（1,592m）、噴煙をあげる中岳（1,506m）、北麓に草千里を擁する烏帽子岳（1,337m）、西側に多くの浸食痕のついた杵島岳（1,326m）、風化浸食により貫入岩だけが残った根子岳（1,433m）の阿蘇五岳を中心に構成される中央火口丘と、その周囲に広がる阿蘇谷及び南郷谷からなる火口原、さらにそれを取り囲む外輪山によって構成されている。</p>	
	気候	<p>阿蘇地域はやや冷涼で降水量の多い地域である。</p> <p>年平均気温は中央火口丘の標高1,000m以上の地点では10℃以下、外輪山上の標高800m前後の高原で11℃、火口原の標高500m前後の地点では12℃と推定される。</p> <p>年間降水量はほぼ全域が2,500mmを超えるが、特に中央火口丘の標高の高い場所では年降水量は3,000mmを超える。阿蘇は水源涵養地域としても重要である。</p>	
	植物	<p>中央火口丘の中岳火口周辺は、噴石や噴気にさらされ、火山灰が集積するなど植物の生育にはきわめて不利な状況となっている。火口縁から遠ざかるにつれて裸地の中にイタドリ、コイワカンスゲなどが見られるようになり、ススキ、アキノキリンソウ、マイヅルソウなどの植物の混じる草地となる。それを取り巻くように、九州の火山地帯に特産するツツジであるミヤマキリシマが群落を形成している。</p> <p>北向山の原生林はウラジログシ、アカガシ、スダジイなどが優占する常緑広葉樹林（イスノキウラジログシ群集）で、登るにつれてカエデ類、シデ類、ケヤキなどの落葉樹がふえる常緑広葉樹・落葉広葉樹混交林である。阿蘇の自然本来の植生を知るうえで貴重な存在で、国の天然記念物に指定されている。</p> <p>中央火口丘山麓部及び外輪山上の高原は、古くから採草・放牧・火入れ等が行われており、広大な半自然草原が広がっている。阿蘇では、野焼き・放牧・採草等が樹木の侵入を防ぐ役割を担ってきたことと、冷涼な気候によって、大陸系及び北方系の遺存植物が多く生育している。</p> <p>秋の干し草刈りのように、定期的に刈られる環境条件ではススキやネザザが優占して「長草型草地」となり、オミナエシやカワラナデシコ、ユウスゲ、ツクシマツモト、ヤツシロソウ、ヒゴタイ、ハナシノブなどが見られる。</p> <p>放牧の牛馬によって、長年にわたって採食されたり踏まれたりする環境条件では、シバなどの丈の低い植物が優占した「短草型草地」となり、ツクシゼリやハルリンドウ、リンドウ、オキナグサ、キスミレなどが見られる。</p>	

自然の概要	動物	<p>動物では、シカやキツネ、タヌキ、ノウサギ、ハタネズミ等のほか、中・大型の哺乳類で特筆すべきものはない。</p> <p>鳥類では草原の鳥が多く、ホオジロ、ホオアカ、セッカ、コジュリン、コヨシキリ、オオジシギなどが見られる。また、草原の小動物を餌とするツミ、ノスリなどの猛禽類も見られ、南郷谷ではイヌワシも確認されている。</p> <p>昆虫の中で特徴的なものとしてチョウがあげられる。草原性の特殊なチョウとして、クララを食草とするオオルリシジミやワレモコウを食草としているゴマシジミなどが見られる。</p>
-------	----	---

(2) 利用の概要

項目	概要								
利用の現状	<p>火口見物・登山等の自然探勝、本地域とくじゅう地域を結ぶ「やまなみハイウェイ」（公園計画路線名：別府阿蘇線道路（車道）、以下「やまなみハイウェイ」という）、北外輪山上の「ミルクロード」（大津北外輪線（車道）と阿蘇北外輪山線（車道）の大津北外輪山線（車道）との交差点以東、以下「ミルクロード」という）を中心としたドライブ利用、地獄垂玉、内牧等各地に点在する温泉利用が主である。</p> <p>中央火口丘には3本の道路が整備されており、自動車によって容易に登ることができ、年間約400万人の利用者が訪れている。火口を間近に望むことが出来る中岳火口へはロープウェイ、自動車道路、歩道が整備されており、年間約100万人が訪れる。</p> <p>中央火口丘山麓及び火口原には温泉が湧出しており、古くから開かれた地獄温泉、垂玉温泉、湯の谷温泉、内牧温泉には多くの利用者が訪れる。</p> <p>北外輪山には「やまなみハイウェイ」、「ミルクロード」、「菊池阿蘇スカイライン」（阿蘇北外輪山線（車道）の大津北外輪山線（車道）との交差点以西、以下「菊池阿蘇スカイライン」という）等景観探勝にすぐれた道路がよく整備されており、それらを用いた自動車利用が多い。</p> <p>対照的に南外輪山上には九州自然歩道が整備されており、ハイキング等の利用が見られる。</p> <p>菊池溪谷は「野鳥の森」及び「レクリエーションの森」として指定を受け、整備が行われており、多くの人々に利用されている。</p>								
年間利用者数	<p>（平成9年度環境庁自然保護局自然公園等利用者数調）</p> <table border="1"> <tr> <td>阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域</td> <td>15,608千人</td> </tr> <tr> <td>瀬の本集団施設地区</td> <td>2,855千人</td> </tr> <tr> <td>南阿蘇集団施設地区</td> <td>1,077千人</td> </tr> <tr> <td>地獄垂玉集団施設地区</td> <td>1,949千人</td> </tr> </table>	阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域	15,608千人	瀬の本集団施設地区	2,855千人	南阿蘇集団施設地区	1,077千人	地獄垂玉集団施設地区	1,949千人
阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域	15,608千人								
瀬の本集団施設地区	2,855千人								
南阿蘇集団施設地区	1,077千人								
地獄垂玉集団施設地区	1,949千人								

4 地域地区別土地所有別面積

(単位：h a)

地域地区	国有地	公有地	私有地	合計
特別保護地区	691	118	0	809
第1種特別地域	1,121	1,047	0	2,168
第2種特別地域	209	5,557	324	6,090
第3種特別地域	1,071	8,071	2,767	11,909
普通地域	1,847	8,609	22,936	33,392
合計	4,939	23,402	26,027	54,368

5 阿蘇くじゅう国立公園公園の指定及び計画の経緯

昭和 9年12月 4日 阿蘇国立公園に指定（阿蘇及び九重地域）

昭和13年 5月13日 特別地域の指定

昭和28年 9月 1日 公園区域の拡張（鶴見岳周辺道路沿線）及び特別地域の変更

昭和31年 5月 1日 公園区域の削除（高崎山地区を瀬戸内海国立公園へ編入）

昭和40年 3月25日 公園区域の拡張及び削除（横断道路沿線）及び特別地域（含む特別保護地区）の変更

昭和54年12月14日 公園地域及び公園計画の変更（阿蘇地域の再検討）

昭和56年 2月 3日 公園計画の一部変更（阿蘇山頂地区）

昭和56年 3月25日 公園計画の一部変更（阿蘇山頂地区）

昭和56年12月14日 公園区域及びの公園計画の変更（九重・湯布鶴見地域の再検討）

昭和61年 9月10日 公園区域及び公園計画の一部変更（第1次点検）及び公園の名称変更（阿蘇くじゅう）

平成 2年12月 1日 公園計画の一部変更（小田の池・山下池を乗入れ規制地域に指定）

平成 4年 8月26日 公園計画の一部変更（九州自然歩道の路線変更）

平成 7年12月12日 公園区域及び公園計画の一部変更（第2次点検）

6 公園計画

(1) 保護計画

(単位：h a)

地域地区 市町名		特別地域					普通 地域	合 計
		特別保護地区	第1種	第2種	第3種	小計		
菊池市			50	75	123	248	292	540
菊池郡	旭志村			108	114	222		222
	大津町	84		12	91	187	408	595
阿蘇郡	一の宮町	249	203	1,282	1,805	3,539	6,993	10,532
	阿蘇町	142	697	1,688	4,010	6,537	13,126	19,663
	南小国町			319	602	921	809	1,730
	小国町		40		137	177	1,302	1,479
	産山村			217	260	477	382	859
	波野村			19	229	248		248
	高森町	317	300	622	1,586	2,825	2,054	4,879
	白水村		634	919	509	2,062	2,726	4,788
	久木野村	17	244	103	2,114	2,478	2,558	5,036
	長陽村			726	329	1,055	2,742	3,797
合計		809	2,168	6,090	11,909	20,976	33,392	54,368

(2) 利用計画一覧

※注 () : 事業地、 _____ : 事業執行中 (平成11年3月現在)

利用計画名	事業名
南阿蘇集団施設地区 (高森町)	南阿蘇宿舎、南阿蘇園地、南阿蘇野営場、南阿蘇駐車場、南阿蘇休憩所、南阿蘇博物展示施設、南阿蘇運動場
瀬の本集団施設地区 (南小国町)	瀬の本園地、瀬の本宿舎、瀬の本休憩所、瀬の本駐車場、瀬の本給油施設、瀬の本野営場
地獄垂玉集団施設地区 (長陽村)	地獄垂玉園地、地獄垂玉宿舎、地獄垂玉駐車場
道路 (車道)	阿蘇北外輪山線 (菊池市、阿蘇町、一の宮町)、鞍岳登山線 (旭志村、大津町、阿蘇町)、宮地高森線 (一の宮、波野村、高森町)、仙酔峡線 (一の宮町)、小国阿蘇線 (阿蘇町)、

道路（車道）（つづき）	<u>尾ノ岳線（阿蘇町）</u> 、 <u>大津北外輪山線（阿蘇町）</u> 、 <u>坊中山上線（阿蘇町）</u> 、 <u>阿蘇山上線（阿蘇町）</u> 、 <u>南阿蘇登山線（白水村）</u> 、 <u>長陽池の窪線（長陽村、白水村）</u> 、 <u>矢部吉田線（久木野村、白水村）</u> 、 <u>赤水山上線（長陽村、阿蘇町）</u> 、 <u>湯の谷線（長陽村）</u> 、 <u>別府阿蘇線（南小国町、産山村、一の宮町）</u> 、 <u>久住小国線（南小国町）</u> 、 <u>二重峠線（阿蘇町）</u> 、 <u>熊本南阿蘇線（久木野村、長陽村）</u>
道路（歩道）	<u>九州自然歩道（菊池市、阿蘇町、一の宮町、高森町、白水村、久木野村）</u> 、 <u>仙酔峡日ノ尾峠線（一の宮町、高森町）</u> 、 <u>根子岳登山線（一の宮町、波野村、高森町）</u> 、 <u>内牧大観峰線（阿蘇町）</u> 、 <u>坊中阿蘇山上線（阿蘇町）</u> 、 <u>草千里中岳火口線（阿蘇町）</u> 、 <u>杵島岳登山線（阿蘇町）</u> 、 <u>烏帽子岳登山線（阿蘇町、白水村）</u> 、 <u>古坊中中岳山頂線（阿蘇町、白水村、一の宮町）</u> 、 <u>涌蓋山登山線（小国町）</u> 、 <u>高森阿蘇山上線（高森町、白水村）</u> 、 <u>草河原清栄山線（高森町）</u> 、 <u>中松阿蘇山上線（白水村）</u> 、 <u>中松地藏峠線（久木野村）</u> 、 <u>枅ノ木草千里線（長陽村、阿蘇町）</u> 、 <u>下田草千里線（長陽村、阿蘇町）</u> 、 <u>立野駒返峠線（長陽村、久木野村）</u> 、 <u>長陽護王峠線（長陽村、久木野村）</u>
園地	<u>菊池溪谷（菊池市）</u> 、 <u>城山（一の宮町）</u> 、 <u>箱石峠（一の宮町）</u> 、 <u>仙酔峡（一の宮町）</u> 、 <u>斧岳（阿蘇町）</u> 、 <u>兜岩（阿蘇町）</u> 、 <u>大観峰（阿蘇町）</u> 、 <u>坊中三合目（阿蘇町）</u> 、 <u>杵島岳麓（阿蘇町）</u> 、 <u>草千里（阿蘇町）</u> 、 <u>古坊中（阿蘇町、白水村）</u> 、 <u>涌蓋山（小国町）</u> 、 <u>上田尻（産山村）</u> 、 <u>池の窪（白水村）</u> 、 <u>夜峰山（白水村、長陽村）</u> 、 <u>湯の谷（長陽村）</u> 、 <u>鞍岳（旭志村）</u> 、 <u>西湯浦（阿蘇町）</u> 、 <u>米塚下（阿蘇町）</u> 、 <u>御成山（高森町）</u> 、 <u>千本桜（高森町）</u> 、 <u>俵山峠（久木野村）</u> 、 <u>荻の草（一の宮町、産山村）</u> 、 <u>城山北（一の宮町）</u> 、 <u>山田（阿蘇町）</u> 、 <u>狩尾（阿蘇町）</u> 、 <u>二重峠（阿蘇町）</u> 、 <u>雀の地獄（南小国町）</u> 、 <u>両併（白水村）</u>
宿舎	<u>湯の谷（長陽村）</u> 、 <u>赤水（阿蘇町）</u>
避難小屋	<u>高岳（高森町）</u>
休憩所	<u>草千里（阿蘇町）</u> 、 <u>古坊中（阿蘇町、白水村）</u>
展望施設	<u>中岳火口東（一の宮町）</u>
野営場	<u>鞍岳（旭志村）</u> 、 <u>坊中三合目（阿蘇町）</u> 、 <u>鍋の平（高森町）</u> 、 <u>田尻（産山村）</u> 、 <u>千本桜（高森町）</u>
運動場	<u>赤水（阿蘇町）</u>
駐車場	<u>菊池水源（菊池市）</u> 、 <u>草千里（阿蘇町）</u> 、 <u>古坊中（阿蘇町、白水村）</u>
索道運送施設	<u>仙酔峡線（一の宮町）</u> 、 <u>中岳火口線（阿蘇町）</u>
給水施設	<u>草千里（阿蘇町）</u> 、 <u>古坊中（阿蘇町、白水村）</u>
博物展示施設	<u>草千里（阿蘇町）</u>
ゴルフ場	<u>赤水（阿蘇町、長陽村）</u> 、 <u>湯の谷（阿蘇町、長陽村）</u>

第2 阿蘇地域管理計画区

1 管理の基本的方針

I 中央火口丘地区

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性

本地区は阿蘇カルデラ内で景観上及び利用上の核心をなす部分である。標高1,592mで阿蘇山の最高峰である高岳、活発な活動を続けているにもかかわらず近接して火口を望見できる中岳、北麓に草千里を擁する烏帽子岳、西側に多くの浸食痕のついた杵島岳、岩峰が連なり奇観を呈する根子岳の5つから阿蘇五岳が構成されている。

中岳火口周辺にはイタドリ、コイワカンスゲ等で形成される火山荒原がひろがり、それを取り巻くようにミヤマキリシマの群落形成されている。杵島岳及び烏帽子岳周辺は草千里に代表される草原となっており、本公園の主要な景観である草原景観を形成する(本管理計画書において「草原」とは、草本植物が生えた広い場所あるいはここに発達している群落をいい、木本植物が混生していてもそれが優占することなく、主として草本植物から成り立っている群落を含む)。草原はまた大陸系遺存植物をはじめとする貴重動植物の生育地となっている。

このような特性を有する本地域の自然景観を保護するため、代表的な景観を保全対象に定めその保護管理に努めるものとする。

イ 保全対象の保全方針

本地区の風致景観を代表する保全対象と保全方針は以下の通りである。

保 全 対 象 (地 域 地 区)	概 要	保 全 方 針
高岳の火山景観 (特別保護地区、 第1種特別地域)	阿蘇火山の最高峰で、山頂部に広がる荒涼とした景観は火山特有の景観であり、火山を理解する上で貴重なものである。 一部の歩道で土壌の浸食が見られる。	利用施設は現状の規模にとどめ、風致景観の維持に努める。 歩道については浸食防止対策を行う。
中岳の火山地形 (特別保護地区、 第1種特別地域)	中岳火口は活動中の火口底を間近に望めることから、阿蘇山観光の中心であり、年間を通じて多くの観光客が訪れている。 また、東側の火口壁、南側に広がる砂千里ヶ浜も火山に特有の景観である。	日本を代表する火山地形であり、景勝地であることから、防災上必要な施設の設置以外は許可しない。この場合にあっても、地形の改変は最小限にとどめ、デザインにも配慮し、風致景観の維持に努める。
高岳及び中岳の 火山荒原 (特別保護地区、 第1種特別地域)	高岳及び中岳の山頂に広がる火山荒原は、火山活動と植物群落形成を知る上で貴重なものである。	厳しい環境に適応している植物について解説案内板を設置するとともに、現存植生の保護を図る。

<p>根子岳の岩峰 (特別保護地区)</p>	<p>岩峰連なり、樹林に覆われた景観は阿蘇五岳の中でも特異である。植物についても特異なものがあり、特に秋は紅葉が岩峰を彩り、登山利用者も多い。</p>	<p>地形と植生の改変を避け、景観の維持を図る。</p>
<p>米塚及び周辺の火山地形 (第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)</p>	<p>山頂に円形火口を有する、形の整ったスコリア丘で、草原景観と相まって美しい景観となっている。周辺には米塚付近から流れ出した溶岩流の中に日本でも珍しい溶岩洞窟が存在する。 南面において歩行者の踏圧による浸食が進んでいる。</p>	<p>地形と植生の改変を避けるとともに、立入禁止等の措置を講じ、風致の維持を図る。</p>
<p>中央火口丘の草原 (第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)</p>	<p>阿蘇地域の草原は、数百年にわたる牛馬の放牧、採草、野焼きという人為によって成り立ったもので、人々の生活基盤であり、本公園の重要な景観要素である。 中央火口丘の草原にはユウスゲやクララ等の植物、オオルリシジミ等見られる。また、放牧と深く関わった糞虫類が多く見られ、生物多様性の観点からも重要である。 しかしながら、近年の畜産業の衰退、維持管理従事者の高齢化等により、採草と野焼きが行われなくつつあり、草原の維持が困難な状況となっている。 また、利用者によるごみの投げ捨て、踏圧による裸地化等の問題が生じている。</p>	<p>阿蘇の草原が放牧や採草等の人々の営みによって維持されてきたことに鑑み、関係機関と協力し草地畜産を主体とした草原利用の継続を図る。その際には、国立公園の景観維持の観点から、輪地切りや野焼きへのボランティアの導入等を検討する。中央火口丘の草原は、放牧地と公園利用地が重なっており、今後も畜産業と観光利用の間に問題が発生しないよう配慮しながら草原として保全していく。</p>
<p>ミヤマキリシマ群落 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域)</p>	<p>九州の火山地帯に特産するツツジで、阿蘇山上や仙酔峡に大きな群落が形成されており、開花時には美しい景観を呈する。 群落内への踏み込みや土壌の流失等により根部が露出した個体が見られるほか、稚樹の生育が阻害されている。また、一部に害虫による被害が見られる。</p>	<p>園路を明確にし、群落内への立入を規制する。やむを得ず周囲の草本等を刈り取る場合には稚樹の保護に留意する。害虫が発生した場合の薬剤散布は、生態系への影響に鑑み、被害の程度を把握した上で必要最小限とする。分布区域及び害虫被害について継続的なモニタリングを実施する。</p>

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

中央火口丘には3本の道路が整備されており、自動車によって容易に登ることができ、年間約400万人の利用者が訪れている。中岳火口へはロープウェイ、自動車道路、歩道が整備されており、年間約100万人が訪れる。また、中央火口丘山麓には温泉が湧出しており、湯治場の雰囲気を残す地獄垂玉地区の宿舎は年間約9万人に利用されている。

中央火口丘では通過型利用が大半を占め、しかも、火口見物に偏っている。阿蘇山は活火山であるために噴火及び火山性ガスの危険性があり、火口の安全管理に十分に留意すると共に、火口観光一辺倒からの脱却が求められる。その中で、自然探勝型利用、環境教育的利用、広大な原野でのピクニック利用等自然の特性を活かした自然とふれあう利用の促進を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

阿蘇の景観を特徴づけている、火山地形及び草原景観の保全を図りつつ、自然特性を活かした公園施設の計画的な整備及び既存施設の集約等を図るものとする。中岳火口周辺では特に安全面に留意し、安全で快適な利用が図れるよう維持管理する。

また、中央火口丘における登山利用者の安全確保を図るため、阿蘇山遭難事故防止対策協議会と連携を図り、利用施設の整備、管理を行う。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

適正な公園利用の促進と利用者に対する普及啓発を図るため、歩道を利用した自然解説等の事業を積極的に行うものとする。植物の盗掘・盗採防止については関係機関と協力して指導に努めるものとする。

II 火口原地区

(1) 保護に関する方針

ア 風景の特性

本地区は阿蘇カルデラの火口原で、集落地及び農地となっており、約5万人の人々の生活の場である。北側火口原を阿蘇谷、南側を南郷谷と呼び、古くから人々が生活を営んできた場所であり、人文風景に恵まれている。

昭和9年の国立公園指定以来、当該地のほとんど全域は制限緩和地区（現在は普通地域）として取り扱われてきたが、カルデラ景観を構成する重要な地区である。

イ 保全対象の保全方針

本地区の風景を代表する保全対象と保全方針は以下の通りである。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
農村風景	<p>阿蘇谷と南郷谷には、平野部に水田が広がり、カルデラ内壁の麓に集落や古墳が点在する農村風景が広がっている。</p> <p>この風景は人々の長年の営みによって形成された人文風景である。</p>	<p>届出を要する行為は、熊本県景観条例と連携を図り、建築物の規模及び配色について指導するものとする。特にカルデラ内壁の麓に当たる地域については高さを抑えるよう指導する。</p> <p>南郷谷は条例に基づく「南阿蘇景観形成地域」に指定されており、総合的な景観形成を図るものとする。</p>
主要国道からの風景	<p>国道57号、国道212号、国道325号、国道265号は主要な利用道路になっている。これらの道路からは、阿蘇五岳とカルデラ壁が望見され、水田に映える五岳とカルデラ内壁は火口原ならではの風景である。</p> <p>さらに、快適な生活環境の育成を図る必要のある地区でもある。</p> <p>自動車による利用増加に伴い道路沿いに店舗や広告物等が増加傾向にある。</p>	<p>国道沿いの大規模な建築物については、規模及び配色について指導するものとする。</p> <p>広告物については、熊本県屋外広告物条例の基準と共に阿蘇サイン計画との調整を図り、風景の保護に努めるものとする。</p>

Ⅲ 外輪山地区

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性

本地区は涌蓋山、瀬の本高原、菊池溪谷、端辺原野及び波野原を含む北外輪山、南外輪山などからなり、カルデラ地形を特徴づけている景観的に重要な地域である。

阿蘇の外輪山は標高800m～1,000mで連なり、外側はなだらかな裾野、内側は急峻なカルデラ内壁となっている。北外輪山から瀬の本高原にかけては広大な草原景観が見られる。

北向山、菊池溪谷、南外輪山の一部には原生状態に近い自然林が残っており、全般的に開発の進んだ阿蘇地方にあって、原生植生を探るうえで貴重な存在となっている。南外輪山には特別天然記念物のカモシカ、天然記念物のイヌワシの生息が確認されている。

このような特性を有する本地域の自然景観を保護するためその代表的な景観を保全対象に定めその保護管理に努めるものとする。

イ 保全対象の保全方針

本地区の風致景観を代表する保全対象と保全方針は以下の通りである。

保 全 対 象 (地 域 地 区)	概 要	保 全 方 針
カルデラ内壁 (第2種特別地域、 第3種特別地域)	<p>外輪山の内側に連なる急峻なカルデラ内壁は大噴火の激しさを示す景観である。また、外輪山上から見下ろす内壁と、先に望む中央火口丘及び火口原は見る者に感銘を与える。</p> <p>カルデラ内壁下部では植林が進み、また、以前より採石が行われており、景観が変わりつつある。</p>	<p>地形の改変を避け、風致の維持を図る。</p> <p>カルデラ内壁においては、特別地域指定以前から行われている採石場が現在4箇所操業中であるが、風致上の支障が大きいため、終掘のうえ、緑化するよう引き続き指導する。</p>
ミルクロード及びやまなみハイウェイ沿道の草原 (第2種特別地域、 第3種特別地域)	<p>北外輪山上を通る「ミルクロード」と、阿蘇地域とくじゅう地域を結ぶ「やまなみハイウェイ」は、広大な草原とその先に連なるくじゅう連山、阿蘇五岳を望むことができる景観探勝にすぐれた主要な公園利用道路である。</p> <p>北外輪の草原は、キスミレ、ヒゴタイ、湿地性のヒゴシオンなどの貴重な大陸系遺存植物の宝庫である。季節毎にさまざまな花を咲かせて利用者の目を楽しませているが、生物多様性の観点からも極めて重要である。</p> <p>近年の畜産業の衰退、維持管理従事者の高齢化等により、草原の維持が困難な状況となっている。また、アプローチの容易さから植物の盗掘・盗採が絶えない地域でもある。</p> <p>加えて、違反工作物、広告物の設置、土地の造成等が問題となっている。</p>	<p>主要な公園利用道路である「ミルクロード」及び「やまなみハイウェイ」両側の別添図面の区域を「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」とし、取扱を別に定め、沿道の景観を維持する。</p> <p>草原景観維持のため、関係機関と協力し、草地畜産を主体とした草原利用の継続を図る。その際には、国立公園の景観維持の観点から、輪地切りや野焼きへのボランティアの導入等を検討する。</p> <p>植物の保護のため、草地改良は可能な限り更新とし、湿地に影響を与える周囲の開発行為は控えるものとする。また、関係機関と協力して植物の盗掘・盗採防止のためのパトロールを実施する。</p>

<p>菊池溪谷 (第1種特別地域、 第2種特別地域、 第3種特別地域)</p>	<p>菊池川の源流部で、残された原生林が清流と相まって溪谷美を見せる。その水は「名水百選」に指定されている。 植物の宝庫としても古くから知られたところで、森林レクリエーションの場としても重要な場所である。</p>	<p>利用施設は現状の規模とし、地形と植生の改変を避け、風致の維持に努める。</p>
<p>北向山原生林 (特別保護地区)</p>	<p>阿蘇に残された原生林で、落葉広葉樹・常緑広葉樹混交林である。国の天然記念物(指定名称は北向谷原始林)に指定されている。 また、この地区の国有林は「北向山林木遺伝資源保存林」に指定されている。</p>	<p>関係機関と連携を図り原生の状態を保護を図る。</p>
<p>涌蓋山 (第1種特別地域)</p>	<p>くじゅう山群の西端に位置し、小国富士と呼ばれ親しまれている。山頂は平らな草原になっており、草原性の植物のほかミヤマキリシマの分布も見られる。</p>	<p>風致の維持に努めるとともに、植物の盗掘・盗採防止に努める。</p>

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

北外輪山には「ミルクロード」、「やまなみハイウェイ」、「菊池阿蘇スカイライン」等景観探勝にすぐれた道路がよく整備されており、それらを用いた自動車利用が多い。対照的に南外輪山上には九州自然歩道が整備されており、ハイキング等の利用が見られる。また、菊池溪谷は「野鳥の森」及び「レクリエーションの森」として指定を受け、整備が行われており、多くの人々に利用されている。

このことから、自然の特性及び利用形態に沿った自然とふれあう利用の普及・促進を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

カルデラ地形及び草原景観の維持を図りつつ、自然特性を活かした公園施設の計画的な整備を図るものとする。

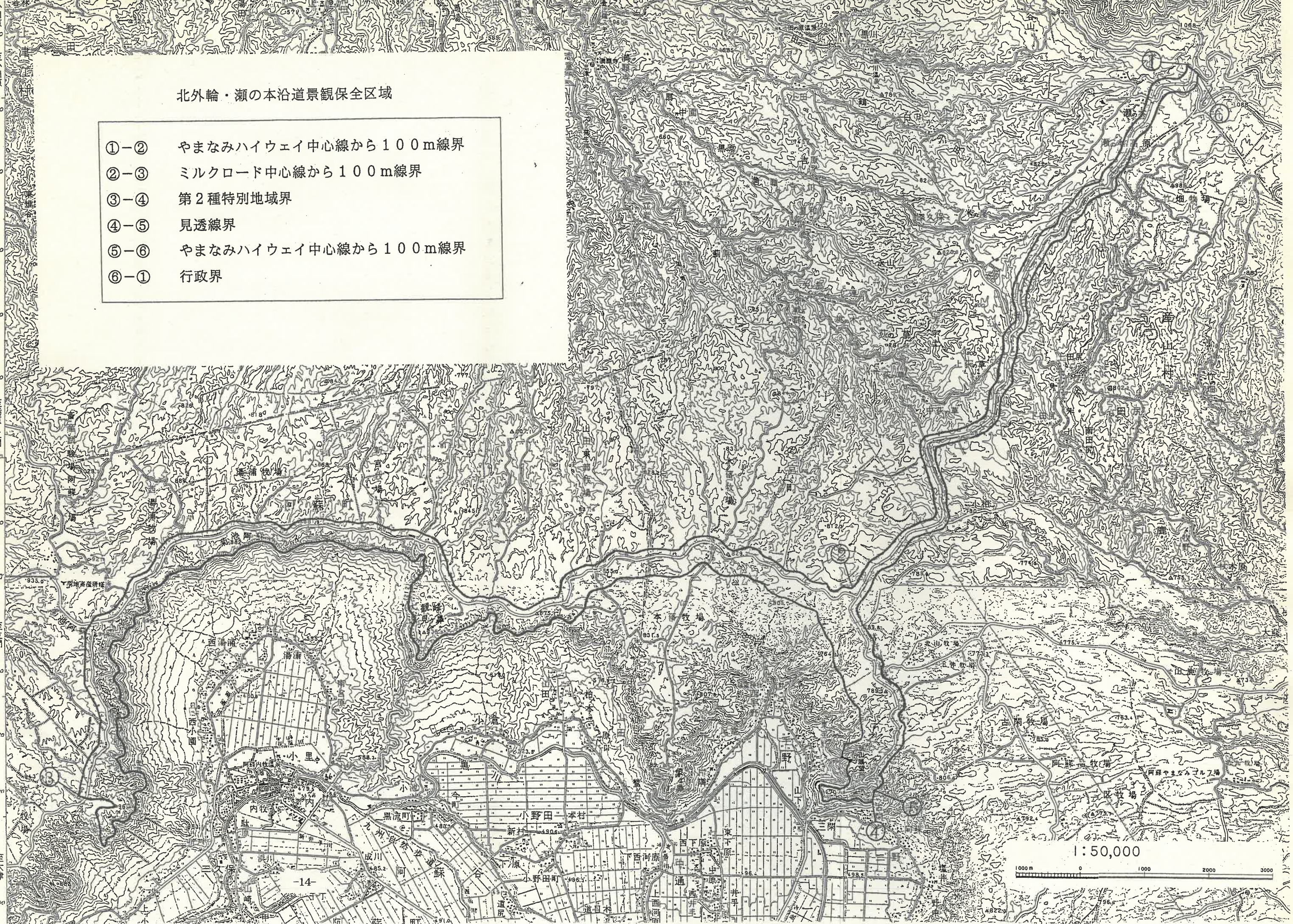
ウ 利用の指導及び利用規制方針

適正な公園利用の促進と利用者に対する普及啓発を図るため、園地及び歩道を利用した自然解説等の事業を積極的に行うものとする。植物の盗掘・盗採防止については関係機関と協力して指導に努めるものとする。

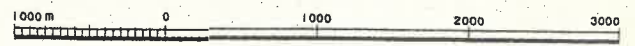
北外輪・瀬の本沿道景観保全区域

- ①-② やまなみハイウェイ中心線から100m線界
- ②-③ ミルクロード中心線から100m線界
- ③-④ 第2種特別地域界
- ④-⑤ 見透線界
- ⑤-⑥ やまなみハイウェイ中心線から100m線界
- ⑥-① 行政界

小川原 600
至小川原 600
620
760
740
900
至栲原・立門 560
900
330
至立門 300
320
920
至大津 310



1:50,000



2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域、特別保護地区

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国538号・自然保護局長通知）、「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号・自然保護局長通知。以下「審査指針」という。）、「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針の細部解釈及び運用方法について」（昭和50年3月19日環自企第148号・自然保護局長通知。以下「細部解釈」という。）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1. 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物	中央火口丘地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 当地域を代表する景観である火山景観及び草原景観の維持に配慮し、建築物の新築、改築又は増築は必要最小限とする。特に、草原にあっては遠方からも望見されることから、位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>イ 特別保護地区及び第1種特別地域において許可しうる建築物にあっても、外部に自然材料（木材、石材等）を使用する等、風致景観に十分に配慮する。</p> <p>ウ 阿蘇山登山道路及び仙酔峡道路は好展望の公園事業道路で、利用者も多いことから主要な展望地として取り扱うものとし、望見される草原にあっては、建築物の新築及び増築は原則として許可しない。 ただし、公益上または農林業用必要な建築物（地元農家による農産物販売所で簡易なものを含む、以下同じ）であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りでない</p> <p>エ 地元農家（土地所有者、以下同じ）が市町村の同意を得て地元農産物及びその加工品を販売するための簡易な建築物は、地域住民の農林業に関連する行為としてやむを得ないが、風致上の支障が軽減されるよう位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>オ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②位置、規模</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア ミヤマキリシマ群落を避けること。</p> <p>イ 新築又は増築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限の規模とすること。</p> <p>ウ 草原において新築する場合は平屋建てとすること。 ただし、建て替えの新築については既存階数</p>

	<p>高さを越えない範囲内でこの限りではない。</p> <p>エ 地元農家による農産物販売所にあつては水平投影面積10㎡以下であり、地形の改変を伴わないこと。また、周囲の環境に与える影響に鑑みトイレの設置がないこと。</p> <p>なお、広告物は壁面掲示に限るものとする</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 屋根は切妻または寄棟型の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。この場合において、屋根勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。ただし、噴火の際の危険が認められる地域であつて、構造上やむえない場合についてはこの限りではない。</p> <p>イ 色彩は明るさを抑えたつや消しとし、屋根については焦げ茶色または灰系統色、壁面については茶系統（木材地色を含む）色、灰系統色またはクリーム系統色とすること。</p> <p>④修景緑化方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>イ 草原については植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</p> <p>⑤残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。</p> <p>ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあつては、この限りではない。</p>
火口原地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 中央火口丘及び外輪山の景観に配慮するとともに、中央火口丘及び外輪山上の主要な展望地から見たときの風致及び風景の支障の程度についても配慮する。</p> <p>イ 当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②規模</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 新築又は増築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限の規模とすること。</p> <p>イ 草原において新築する場合は平屋建てとすること。</p> <p>ただし、建て替えの新築については既存階数高さを越えない範囲内でこの限りではない。</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 屋根は切妻または寄棟型の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。この場合において、屋根勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。</p>

イ 色彩は明るさを抑えたつや消しとし、屋根については焦げ茶色または灰系統色、壁面については茶系統（木材地色含む）色、灰系統色またはクリーム系統色とすること。

④修景緑化方法

以下の各要件に適合しないものは許可しない。

ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。

イ 草原については植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。

⑤残土処理方法

以下の要件に適合しないものは許可しない。

残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。

ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。

外輪山地区

①基本方針

ア 草原及びカルデラ景観の保全に配慮し、建築物は必要最小限とする。特に草原にあっては遠方からも望見されることから、位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。

イ 特別保護地区及び第1種特別地域において許可しうる建築物にあっても、外部に自然材料（木材、石材等）を使用する等、風致景観に十分に配慮する。

ウ 当地区のミルクロード、やまなみハイウェイ及び菊池阿蘇スカイラインは好展望の公園事業道路で、利用者も多いことから主要な展望地として取り扱い、沿線の景観保全に配慮する。

エ 特に「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」（第2.1Ⅲ（1）イによる）は当地域を代表する草原景観であることから、建築物の新築及び増築は原則として許可しない。

ただし、公益上または農林業用必要な建築物であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りではない。

オ その他の地域であっても公園事業道路の中心線から両側100mが草原である場合は、展望の妨げとなることから、建築物の新築及び増築は認めない。

ただし、公益上または農林業用必要な建築物であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りではない。

カ 地元農家が市町村の同意を得て地元農産物及びその加工品を販売するための簡易な建築物は、地域住民の農林業に関連する行為としてやむを得ないが、風致上の支障が軽減されるよう位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。

キ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。

②規模

		<p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 新築又は増築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限の規模とすること。</p> <p>イ 草原において新築する場合は平屋建てとすること。</p> <p>ただし、建て替えの新築については既存階数高さを越えない範囲内でこの限りではない。</p> <p>ウ 地元農家による農産物販売所にあつては水平投影面積10㎡以下であり、地形の改変を伴わないこと。また、周囲の環境に与える影響に鑑みトイレの設置がないこと。なお、広告物は壁面掲示に限るものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 屋根は切妻または寄棟型の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。この場合において、屋根勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。</p> <p>イ 色彩は明るさを抑えたつや消しとし、屋根については焦げ茶色または灰系統色、壁面については茶系統（木材地色含む）色、灰系統色またはクリーム系統色とすること。</p> <p>④修景緑化方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>イ 草原については植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</p> <p>⑤残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。</p> <p>ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあつては、この限りではない。</p>
(2) 道路	全域	<p>①基本方針</p> <p>ア 中央火口丘は本地域の利用中核地であることから火山景観及び草原景観の保全に配慮する。</p> <p>イ 主な利用形態である、自動車利用に配慮し、事業道路からの見え方に十分配慮する。</p> <p>ウ カルデラ内壁にあつては中央火口丘及び火口原から良く望見され風致上の支障が大きいいため、線形及び法面の処理に十分に配慮する。</p> <p>エ 農林業用及び公益上必要と認められる道路であっても必要性を十分に考慮し、過剰なものとならないよう配慮する。</p> <p>オ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②位置、規模</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア ミヤマキリシマ群落を避けること。</p> <p>イ 新築する場合には設置目的をかなえる範囲で</p>

		<p>最小限の規模とすること。</p> <p>③付帯施設の取扱 以下の要件に適合しないものは許可しない。 防護柵はガードロープ式又は垂鉛引き灰色のガードレールとすること。 なお、他の利用地点等から望見され風致上支障の大きいものについては支柱とレールの外側（谷側）を焦げ茶色とすること。</p> <p>④法面処理方法 以下の各要件に適合しないものは許可しない。 ア 擁壁は自然石又は自然石を模した石積擁壁、又は同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし暗灰色とすること。コンクリートまたはモルタル吹付けは通行の安全を確保する上で適切な方法がない場合に限り施工、その際は暗灰色とすること。 イ 自然法面で落石の危険がある箇所についてはロックネット（茶色もしくは灰色）張りとし、植生の自然回復を誘導すること。</p> <p>⑤残土処理方法 以下の要件に適合しないものは許可しない。 残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合には、この限りではない。</p> <p>⑥修景緑化方法 以下の各要件に適合しないものは許可しない。 ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。 イ 元来植生のなかった場合を除いて法面は表土保全等の手法を用いて可能な限り郷土種で緑化すること。 ウ 草原地域での法面緑化に際しては樹木は用いないこと。 エ 廃道敷きは舗装を撤去し、周囲の植生にあわせて緑化を行うこと。</p> <p>⑦行政指導の方針 申請者には以下の事項について指導する。 ア 標識は最小限とし、規模の大きなものについては、支柱、表示板の裏側を焦げ茶色とすること。 イ 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必要に応じて、皿型側溝、スロープ付きU字溝等を用いること。 ウ 野生動物の交通事故防止のための横断路等野生生物に配慮した工法を用いること。 エ 草原にあっては法肩に丸みをもたせ、周囲の自然地形になじむようにすること。 オ やむを得ずコンクリート及びモルタル吹き付けを行う際はネット張るなどし、ツル植物等により緑化を図ること。</p>
(3) 電 柱	中央火口丘地区	<p>①基本方針 ア 広大な火山景観及び草原景観を保全するため</p>

		<p>利用施設からの見え方に配慮する。</p> <p>イ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等、当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②位置、デザイン、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 第2種特別地域で利用施設から望見される位置にあるものについては、新設は地下埋設とすること。</p> <p>イ 木柱または焦げ茶色で塗装されたものであること。</p> <p>③行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>既存の電柱の建て替えにあたっては、地下埋設に移行すること。</p>
	火口原地区	<p>①基本方針</p> <p>丘陵状となっており周囲から良く望見されることから位置、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>②位置、デザイン、色彩</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>木柱または焦げ茶色で塗装されたものであること。</p> <p>③行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>草原を避け、樹林内に設置すること。</p>
	外輪山地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 広大な草原景観を保全するため事業道路及び園地からの見え方に配慮する。</p> <p>イ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等、当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②位置、デザイン、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 第2種特別地域の草原で、園地から望見される位置にあるものについては、新設は地下埋設とすること。</p> <p>イ 「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」については、新設は地下埋設とすること。</p> <p>ウ 木柱または焦げ茶色で塗装されたものであること。</p> <p>③行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>既存の電柱の建て替えにあたっては、地下埋設に移行すること。</p>
(4) 送電鉄塔	全域	<p>基本方針</p> <p>規模が大きく、火山景観及び草原景観に与える支障が大きいため中央火口丘地区及び外輪山の稜線沿いでの設置は許可しない。</p> <p>その他の地域であっても普通地域に誘導するよ</p>

		う調整を図る。
(5) 携帯電話 基地局	中央火口丘地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 本地域の利用中核地であることから、基地局のみを新築する行為は、火山景観及び草原景観に与える風致景観上の支障が大きいので許可しない。</p> <p>イ 既存工作物へ通信設備を設置する場合も、風致景観上の支障に十分配慮する。</p> <p>②規模、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 規模は必要最小限とすること。</p> <p>イ 既存工作物に設置する場合は原則として反射を抑えた灰色とするが、既存工作物の色彩とのバランスを考慮すること。</p>
	火口原地区	<p>基本方針</p> <p>特別地域が狭く普通地域に囲まれているため普通地域に誘導するものとし、許可しない。</p>
	外輪山地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 草原において基地局のみを新築する行為は草原景観に与える支障が大きい草原にあっては許可しない。</p> <p>イ 景観上重要な北・南外輪山稜線沿いについては、稜線を分断するため独立基地局は許可しない。</p> <p>ウ 電話柱等既存工作物へ通信設備を設置することにより、草原以外の場所においても極力独立した基地局は設置しないよう調整を図る。</p> <p>また、やむを得ず独立基地局を設置する場合には供架、分散等も考慮に入れ、機能を果たす範囲で風致上の支障が最小となるよう配慮する。</p> <p>エ 樹林地内であっても利用施設からの見え方に十分に配慮する。</p> <p>②位置、規模、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 新たに大規模な土地の改変、木竹の伐採や管理道路の新設が必要でないこと</p> <p>イ 植林地内であること。</p> <p>ウ 鉄塔の高さ（アンテナ部除く）は周辺の樹木の高さを超えない規模とすること。</p> <p>エ 植林地では鉄塔及び柱は茶系統色とする。</p> <p>オ 既存工作物に設置する場合は原則として反射を抑えた灰色とするが、既存工作物の色彩とのバランスに配慮されていること。</p> <p>カ 局舎は10分の2以上の勾配屋根とし、屋根は焦げ茶色、壁は茶系統色とすること。</p>
(6) アンテナ (家庭用の小規	全域	<p>①基本方針</p> <p>既存アンテナを既存の位置で建て替える場合を</p>

模なものを除く)		<p>除きアンテナの新築は、既に通信アンテナが多数設置されている夜峰山、米塚北、大観峰以外では許可しない。</p> <p>②規模、色彩 以下の要件に適合しないものは許可しない。 反射を抑えた灰色とすること。</p>
(7) 堰堤 (ダム)	全域	<p>①基本方針 ア 設置目的をかなえる範囲で、位置、構造及びデザインに配慮する。 イ カルデラ内壁にあっては中央火口丘及び火口原から良く望見され風致上の支障が大きいため表面の処理に十分に配慮する。</p> <p>②規模、構造、色彩 以下の各要件に適合しないものは許可しない。 ア 規模は必要最小限と認められるものであること。 イ 公園利用施設から望見され、風致上の支障の大きいものについては、堰堤(ダム)の見える部分に自然石張りか、または自然石を模した表面処理を施し、周囲が樹林である場合には修景植栽を施すこと。 ウ 色彩は暗灰色または焦げ茶色とすること。</p>
(8) 牧柵	全域	<p>①行政指導の方針 申請者に対しては、牧歌的景観の形成のため、公園事業道路と牧野との境界にあたる部分については、可能な限り木製の柵に移行するよう指導する。</p>
(9) 自動販売機	全域	<p>①基本方針 自動販売機は、色彩が目立つ上、夜間にも電気が点灯し、風致上の支障が大きいため公園事業地以外での設置は許可しない。 ただし、この場合においても風致上の支障の軽減が図られるよう、数量を制限するものとする。</p> <p>②デザイン 以下の要件に適合しないものは許可しない。 建物の庇の下に設置するか、板張り等の自然材料により外側を囲むことにより、風致への影響を軽減すること。</p>
(10) テント	全域	<p>①基本方針 当地域を代表する景観である火山景観及び草原景観の維持に配慮し、テントの設置は原則として許可しない。 ただし、イベント及び地元農家による農産物販売所であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りでない。</p> <p>②規模、デザイン 以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p>

		<p>ア 規模は10㎡以下であること。ただし、イベントを行う際に設置する場合はこの限りではない。</p> <p>イ 地形の改変を伴わないこと。</p> <p>ウ 屋根は勾配屋根であること。</p> <p>エ 色彩はつや消しの白色とすること。</p> <p>オ 設置期間が定められており、終了後は直ちに撤去されるものであること。</p>
(11) ヘリコプターの乗り入れに関わる工作物	全域	<p>①基本方針</p> <p>ヘリコプターの乗り入れは当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすことが予想されるため、「国立・国定公園内におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日付け環自保第109号、改正平成2年11月14日環自保第658号）に基づき、以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 離着陸場所は、原則として定められたヘリポートに限る。</p> <p>イ 工作物は撤去されることが明らかな仮設のものであり、行為完了後は撤去し跡地の処理がなされることになっているものであること。</p> <p>ウ 公園利用に供される道路の路肩から20m以上離れていること。</p> <p>エ その用途が遭難救助、学術研究、物資運搬等を目的とする場合を除き、行為の期間が3ヶ月を超えず、また、乗り入れを行う期日が明確にされたものであること。</p> <p>オ 乗り入れを行う期日は、土日祝祭日及びそれをはさむ前後1日であること。</p> <p>カ 特別地域内での離着陸は、野鳥等の繁殖期には行わないこと。</p> <p>②行政指導の方針</p> <p>離着陸を伴わない公園内の上空飛行については、地上の利用者に不快の念を与え、野生生物への悪影響の恐れがあるので行わないよう指導する。</p>
2. 木竹の伐採	全域	<p>①基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致に配慮した施業とする。</p>
3. 土石の採取 (1) ボーリング	全域	<p>①基本方針</p> <p>ア 温泉ボーリングについては、関連施設の風致判断をボーリングの際に併せて審査する。</p> <p>イ 地熱発電のためのボーリングは許可しない。</p>
(2) 採石	全域	<p>①基本方針</p>

		<p>ア 新規のものは許可しない。</p> <p>イ 特別地域指定以前から行われている採石場が現在4箇所操業中であるが、風致上の支障が大きいため、終掘のうえ、緑化するよう引き続き指導する。</p>
<p>4. 広告物 (1) 営業用 広告物</p>	<p>全城</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア 風致の支障の軽減と国立公園としての一体感を演出するため、デザインの統一を図る</p> <p>イ 乱立を防止し、必要最小限の表示内容となるように表示方法に配慮する。</p> <p>ウ 老朽化したものの撤去を図る。</p> <p>エ ミルクロード及びやまなみハイウェイ沿いの草原景観の保全に配慮する。</p> <p>オ 特に「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」にあつては規模及びデザインの統一を図るものとする。</p> <p>ただし、土地の所有関係及び名称を明らかにするものについては、この限りではない。</p> <p>②位置、規模、色彩</p> <p>「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」にあつては、以下の各要件に適合しないものは許可しない</p> <p>ア 材料は木材を用いるか、それを模したものであること。</p> <p>イ 規模は敷地内の広告物にあつては高さ2.0m以下、表示面積の合計は2.0㎡以下とし、誘導標識にあつては高さ1.0m以下、表示面積は0.3㎡以下とする。</p> <p>ウ 立体でないこと</p> <p>エ 色彩は、地を焦げ茶色、濃茶色もしくは木材の地を活かした茶系統とし、文字を白色または黒色で横書きとすること。</p> <p>オ 照明を用いる場合は白色光とすること。</p> <p>その他の地域にあつては以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 材料は木材、石材等自然材料を用いるか、それを模したものであること。</p> <p>イ 規模は必要最小限と認められるものであること。</p> <p>ウ 風致を乱すような立体でないこと</p> <p>エ 色彩は、地を焦げ茶色、濃茶色もしくは木材の地を活かした茶系統とし、文字を白色または黒色とすること。</p> <p>オ 照明を用いる場合は白色光とすること。</p> <p>③行政指導の方針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>照明は用いない。</p>
<p>(2) 指導標識 案内標識</p>	<p>全城</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア 風致の支障の軽減と国立公園としての一体感を演出するためデザインの統一を図る。</p> <p>イ 乱立を防止し、適切な利用案内が可能となる</p>

		<p>ように表示方法に配慮する。</p> <p>ウ 重複するものの整理統合、老朽化したものの撤去を図る。</p> <p>エ デザインは簡素なものとし、環境庁自然保護局作成の「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」に沿ったもので、「阿蘇サイン計画」との整合を図る。</p> <p>②位置、規模、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 設置個所は、車道、歩道の出入り口、分岐点、行政界であること。</p> <p>イ 規模は必要最小限と認められるものであること。</p> <p>ウ 風致を乱すような立体でないこと</p> <p>エ 木材或いは木材を模した材料を使用したものであること。</p> <p>オ 色彩は、地を焦げ茶色、濃茶色もしくは木材の地を活かした茶系統色とし、文字を白色または黒色とすること。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限とすること。</p> <p>カ 照明は用いないこと。</p>
<p>5. 土地の形状変更</p> <p>(1) 草地改良</p>	<p>全域</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア 在来の草本種からなる草原景観を保全し、あわせて土砂流出を防止するために、草地改良はできる限り更新とするよう調整を図る。</p> <p>イ やむを得ず新規で行う場合であっても、公園事業道路から望見される斜面及び沿線5mの範囲については極力野草地のままとするよう調整を図る。</p> <p>エ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>また、やむを得ず改変を行う場合は復元を促進する措置を講じるよう指導する。</p> <p>②位置、規模、施工方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア ミヤマキリシマ群落を避けること。</p> <p>イ 区画の平均斜度が25度以下であること。</p> <p>ウ 平均斜度15度～25度の区画であっても本格的な耕耘は行わず、牧草の播種にとどめること。</p>
<p>(2) 管理用道路 (未舗装)</p>	<p>全域</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア 工作物を用いる場合は工作物(車道)の新築として取り扱う。</p> <p>イ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等、当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②規模、位置、線形</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p>

	<p>ア ミヤマキリシマ群落を避けること。</p> <p>イ 規模は新築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限とすること。</p> <p>ウ 地形の改変の少ない線形として自然環境の保護に配慮されていると認められること。</p> <p>エ 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>④残土処理方法 以下の要件に適合しないものは許可しない。 残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあつては、この限りではない。</p> <p>⑤修景緑化方法 以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 元来植生のなかった場合を除いて法面は表土保全等の手法を用いて可能な限り郷土種で緑化すること。</p> <p>イ 草原については樹木の植栽は行わないこと。</p>
--	--

イ 普通地域

普通地域内の要届出行為については、下記の取扱方針により、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1. 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物	火口原地区	①基本方針 農村風景の保護のため火口原の開発行為について、必要な指導を行う。 ②規模（高さ） 高さは極力低くなるよう指導する。高さは30mを目安とする。特に中央火口丘の麓及びカルデラ内壁の麓に当たる地域については極端に高くしないこと。 ③デザイン、色彩、 阿蘇の農村風景に適合したものとし、簡素なデザインとなるよう指導する。屋根のデザインは勾配屋根とし、その色彩は焦げ茶色、黒または灰色とするよう指導する。壁面の色彩は茶系統色（木材地色含む）、灰系統色、クリーム系統色とするよう指導する。特に原色、蛍光色、金色、銀色は避ける。
	外輪山地区	①基本方針 広大な草原風景の保護のため北外輪山上の開発行為について、必要な指導を行う。 ②規模（高さ） 高さは極力低くなるよう指導する。高さは15

		<p>mを目安とする。</p> <p>③デザイン、色彩、</p> <p>阿蘇の自然（風景）に適合したものとし、簡素なデザインとなるよう指導する。屋根のデザインは勾配屋根とし、その色彩は焦げ茶色、黒または灰色とするよう指導する。壁面の色彩は茶系統色（木材地色含む）、灰系統色、クリーム系統色とするよう指導する。特に原色、蛍光色、金色、銀色は避ける。</p>
(2) 鉄塔類	火口原地区	<p>①基本方針</p> <p>大観峰から眺望される火口原と五岳一帯の風景の保護を図るため、大観峰から五岳の展望方向における開発行為について必要な指導を行う。</p> <p>②位置、規模（高さ）及び色彩</p> <p>可能な限り展望方向での設置を避けるよう指導する。高さは極力低くなるよう指導する。色彩は主な背景が樹林の場合には茶色、主たる背景が空の場合には明灰色とするよう指導する。</p>
	外輪山地区	<p>①基本方針</p> <p>広大な草原風景の保護のため北外輪山上の開発行為について、必要な指導を行う。</p> <p>②位置、規模（高さ）及び色彩</p> <p>外輪山上での設置を避けるよう指導する。高さは極力低くなるよう指導する。色彩は主な背景が樹林の場合には焦げ茶色、主たる背景が空の場合には明灰色とするよう指導する。</p>
(3) 堰堤 (ダム)	全域	<p>①基本方針</p> <p>主要国道から望見される位置で行われる開発行為について必要な指導を行う。</p> <p>②色彩及び修景</p> <p>色彩は暗灰色または焦げ茶色とするよう指導する。周囲が樹林である場合には、前面に修景植栽を施すよう指導する。</p>
2. 広告物	全域	<p>基本方針</p> <p>風景の保護を図り、国立公園としての一体感を演出するために必要な指導を行う。その際には熊本県屋外広告物条例の基準と共に阿蘇サイン計画との調整を図るものとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

公園事業決定内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国541号・自然保護局長通知）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取扱方針
1. 道路（車道）	<p>①基本方針 本地区は車による利用が多いので、道路沿線の修景に配慮し、快適な自動車利用が確保されるよう配慮する。</p> <p>②付帯施設の取扱い 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 防護柵はガードロープ式とすること。安全の確保上やむをえずガードレールを使用し、特に他の利用拠点から望見される場合は、支柱及びレールの色彩は亜鉛引き灰色とするか、もしくは、支柱及びレールの外側（谷側）を焦げ茶色とすること。 イ 付帯施設は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>③法面処理方法 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 擁壁は自然石又は自然石を模した石積み擁壁、又は同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし暗灰色とすること。コンクリート吹き付けあるいはモルタル吹き付けは通行の安全を確保する上で適切な方法がない場合に限り施工する。その際は暗灰色に着色すること。 イ 自然の法面で落石の危険がある個所については岩接着法、ロックネット（茶色もしくは灰色）張りとし、植生の自然回復を誘導すること。</p> <p>④残土処理方法 普通地域もしくは公園区域外で適切に処理こと。ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合には、この限りではない。</p> <p>⑤修景緑化方法 第2、6、（2）、アの緑化修景指針に従う。</p> <p>⑥行政指導の方針 申請者には以下の事項について指導する。 ア 標識は最小限とし、規模の大きなものについては、支柱、表示板の裏側を焦げ茶色とすること。 イ 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必要に応じて、皿型側溝、スロープ付きU字溝等を用いること。 ウ 野生動物の交通事故防止のための横断路等野生生物に配慮した工法を用いること。 エ 草原にあつては法肩に丸みをもたせ、周囲の自然地形になじむようにすること。 オ コンクリート及びモルタル吹き付けを行う際は、ネットを張りとし、ツル植物により緑化を図ること。</p> <p>⑦維持管理上の留意事項 ア 沿道の除草に、薬剤を使用しないよう指導する。 イ 車両からの空き缶等の投げ捨てを防止するため、利用者への周知を図るとともに、沿道の散乱ゴミの回収に努めるよう指導する。</p>

<p>2. 道路（歩道）</p>	<p>①基本方針 自然探勝に適した利用施設であるので、自然教育等の促進に配慮し、積極的に整備を図る。</p> <p>②舗装 できる限り舗装は行わず、周囲の自然との一体感を持たせるようにすること。浸食防止のためやむを得ず施設を設ける場合も丸太等の自然材料を用いるものとする。</p> <p>ただし、中央火口丘の草千里中岳火口線、杵島岳登山線、仙酔峡日ノ尾峠線の仙酔峡から火口東展望所の間は利用拠点からのアクセスが非常に良く一般観光客の徒歩利用誘導の性格が強いため、舗装もやむをえないが、再整備の際にはできる限り、石張り、木レンガ、ウッドチップ舗装に移行する。</p> <p>③付帯施設の取扱い ア 利用状況に合わせ、誘導標識、注意標識、案内看板を設置し、利用者の利便を図るとともに、遭難や火山性ガスによる事故を防止する。また、自然解説のための自然解説板を計画的に整備する。デザインは環境庁自然保護局作成の「自然公園事業に係る公共標識の整備方針」に沿ったものとし、木材を使用し、地を焦げ茶色、文字を白色とする。</p> <p>イ 建築物は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>④管理方法 ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</p> <p>イ 危険個所の点検、草刈、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検・補修を行うものとする。</p>
<p>3. 園地</p>	<p>①基本方針 国立公園としての適正な利用の促進と利用の分散のため重要な施設であることから、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備するものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い ア 直轄事業及び県事業で整備する休憩所は、平屋建ての簡素なデザインとし、屋根は勾配屋根とする。民間事業で整備する場合は、草原の眺望及び中央火口丘の展望の著しい妨げとならないよう高さを低く抑え、今後執行するものについては、現在執行している民間園地事業の休憩所の高さにならい地区毎に指導する。色彩はつや消しとし、屋根については焦げ茶色又は灰色系統、壁については茶系統（木材地色含む）、灰系統色、クリーム系統色とする。</p> <p>イ 園路は利用者が非常に多いところは舗装もやむをえないが、その場合でも石張り、木レンガ、ウッドチップ等自然材料を極力使用するものとする。</p> <p>ウ 自然解説のための自然解説板を計画的に整備する。デザインは環境庁自然保護局作成の「自然公園事業に係る公共標識の整備方針」に沿ったものとし、木材を使用する。</p> <p>エ 公衆便所は簡素なデザインとし、屋根は勾配屋根とする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>オ その他の工作物は自然材料を極力使用して整備する。</p> <p>カ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p>

	<p>③修景緑化方法 第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。</p> <p>④管理方法 ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。 イ 危険個所の点検、草刈、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検・補修を行うものとする。</p>
4. 宿舎	<p>①基本方針 滞在型利用の促進を図るため、各地区の自然環境に調和した魅力ある宿舎の整備を図る。</p> <p>②規模 建築物の高さは既存のものを越えないものとする。</p> <p>③デザイン、色彩 屋根は勾配屋根とし、勾配は10分の2以上とする。屋根の色彩は焦げ茶色、黒又は灰色とし、壁面の色彩は茶系統色、灰系統色、クリーム系統色など既存の建物の配色に合わせる。</p> <p>④修景緑化方法 第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。</p>
5. 展望施設 (中岳火口東)	<p>①基本方針 火口壁上に位置することから、噴火や火山性ガス等に対する安全性に十分配慮した施設とする。建築物を伴う際には山麓や西広場からの見え方にも十分配慮する。</p> <p>②付帯施設の取扱い 付帯施設は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>③管理方法 管理運営体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な環境を維持するよう努めるものとする。</p>
6. 避難小屋	<p>①基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。</p> <p>②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、気象条件を配慮して可能な限り低くするものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 屋根は勾配屋根とし、色彩は焦げ茶色、黒又は灰色とし、壁面の色彩は茶系統色、灰系統色、クリーム系統色とする。 材料は極力自然材料を使用する。</p> <p>④管理方法 ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努める。</p>
7. 休憩所	<p>①基本方針 快適な公園利用を確保するため、風致景観に十分配慮した最小限の規模で質の高い効率的な利用サービスが可能となるよう計画</p>

	<p>する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 建築物の規模は既存の規模を越えないものとする。</p> <p>イ 屋根は原則として10分の1以上の勾配屋根とする。 ただし、噴火の被害が予想される古坊中については、安全上不可能な場合は陸屋根もやぬを得ない。色彩は焦げ茶色とする。</p> <p>ウ 壁は自然材料を使用するか、クリーム系統色或いは薄茶色系統に着色する。</p> <p>カ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>④修景緑化方法 第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。</p> <p>⑤管理方法 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</p>
8. 野営場	<p>①基本方針 健全な公園利用のため、風致景観に維持に留意しつつ、快適な野営場の整備を図る。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 管理棟、炊事棟及び公衆便所等の屋根は10分の3以上10分の5以下の勾配とし、形式は切妻、寄棟、入母屋のいずれかとする。屋根の色彩は焦げ茶色とすること。 ただし、屋根 瓦或いは自然素材を用いる場合は素地色も可とする。壁は自然 材料を使用するか、茶系統色に着色すること。</p> <p>イ 公衆便所は利用者数に合わせて適切に整備する。また、身障者用トイレを設置するよう指導する。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>ウ バスタブ付きのキャビン及びロッジは野営場の枠を越えるため認めない。</p> <p>エ 標識類は乱立を避け統一したデザインで計画的に配置するよう指導する。老朽化又は破損したものは速やかに撤去又は更新するよう指導する。</p> <p>オ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>③管理方法 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</p>
9. 運動場	<p>テニスコートを設置する場合には、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱い要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)によるほか、下記の取扱いによるものとする。</p> <p>①基本方針 土地の形状変更及び支障木の伐採は、必要最小限にとどめ、自然環境に十分配慮した整備とする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 建築物は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p>

	<p>イ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>③管理方法 十分な維持管理計画を立て、快適で安全な環境を維持するよう努めるものとする。</p>
10. 駐車場	<p>①基本方針 国立公園の適正な利用の促進するため、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</p> <p>②付帯施設の取扱い ア 公衆便所は簡素なデザインとし、屋根は勾配屋根とする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。 イ その他の工作物については外部に自然材料を極力使用して整備する。</p> <p>③修景緑化方法 第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。</p> <p>④管理方法 ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。 イ 事故防止に十分配慮するものとする。</p>
11. 索道運送施設	<p>①基本方針 施設は現状の規模を維持しつつ、安全の確保に十分配慮する。</p> <p>②付帯施設の取扱い ア 駅舎は災害時の避難場所ともなることから、安全対策を十分に行うものとする。 イ 駅舎の外壁及び支柱は茶系統とする。</p>
12. 給水施設	<p>①基本方針 土地の形状変更及び支障木の伐採は必要最小限にとどめ、自然環境に配慮した整備とする。</p> <p>②付帯施設の取扱い 付帯施設は必要最小限の規模とし、風致景観に配慮したデザインとする。</p>
13. 博物展示施設 (阿蘇火山博物館)	<p>①基本方針 環境教育活動、火山活動のモニタリング・情報の発信、利用の分散を目的に整備するものとする。</p> <p>②規模等 地域の風致景観に配慮したデザインとし、現状規模程度となるよう配慮するものとする。</p>
14. ゴルフ場	<p>①基本方針 現況の規模を維持する。</p> <p>②付帯施設の取扱い 建築物については、高さは屋根がけを除き既存のものを越えないものとする。屋根は切妻、方形、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、勾配は10分の2以上とする。屋根の色彩は焦げ茶色または黒とし、壁面の色彩はクリーム系統色、うす茶色など既存の建物の配色に合わせる。</p>

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

地区毎の整備方針は以下の通りとする。

地区名	整備方針
阿蘇山上地区 (環境省所管地内)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火山地形の保全を図りつつ、魅力ある公園施設の計画的な整備を図る。 2 中岳火口周辺では特に安全面に留意し、阿蘇火山防災会議協議会の行う規制に従い、利用施設と防災施設の適正な整備を行う。 3 砂千里を火山活動をテーマとした自然観察路として位置付け、木製歩道と解説板を整備する。 4 施設の点検を定期的を実施し、必要に応じて補修を行う。
南阿蘇集団施設地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 根子岳を望む南外輪山麓に整備された集団施設地区で、既存施設の建て替えを主として、自然とのふれあいの場として整備を行うものとする。 2 野営場はオートキャンプに対応した整備を行い、老朽化した施設については再整備を図る。 3 ビジターセンターを中心として野草園、ラクダ山、周辺の樹林を歩道で連絡し、自然とのふれあいの場として面的な整備を行う。
地獄垂玉 集団施設地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央火口丘にある温泉地で、湯治場の雰囲気を持しながら温泉休養地として適正な整備を図っていくものとする。 2 当地区は下田草千里線(歩道)の経由地になっており、周辺には噴気現象が見られることから、利用者の安全を確保しながら火山活動を探勝するための歩道及び駐車場の整備を推進するものとする。
瀬の本集団施設地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 別府阿蘇線道路(やまなみハイウェイ)と久住小国線道路の交差点に位置し、道路利用者の休憩地として整備をおこなうものとする。 2 広大な草原景観を活かした歩道を整備するものとする。

(2) 一般公共施設

公共事業については、円滑な事業の推進を図るため、以下のとおり取扱う。

ア 各種5ヶ年計画等の長期計画については、計画段階から情報の収集、内容の把握に努め、事前の調整を図る。

イ 地域の生活及び産業の基盤となる道路等の公共事業と国立公園行政との調整を有効かつ円滑に進めるために、下記の手順に沿って事前に県及び市町村の公共事業担当部局と九州地区国立公園・野生生物事務所との間で、事業内容の調整を図る。

<事前調整手順>

- ① 事前調整の対象となる公共事業は、次年度に実施が見込まれている事業で自然公園法の手続きを必要とするものとする。
- ② 九州地区自然保護事務所は、県の自然公園担当部局を通じ公共事業担当部局に対して、次年度の事業計画について照会し、回答を得る。
- ③ 九州地区自然保護事務所は、事業計画を審査し、必要に応じてヒアリングを実施する等、公園計画との調整を図る。
- ④ 公園事業として実施する道路等の事業で、公園事業の決定若しくは変更を必要とするものについては、自然環境保全審議会に諮問する必要があることから、早めに調整を行い、所定の手続きを進める。

ウ 各種公共事業の実施にあたっては、必要に応じ自然環境影響評価を行うよう指導する。

(3) その他の大規模開発

大規模な開発にあたっては、必要に応じ自然環境及び風致に与える影響等について、事前に総合的な調査を行うこととする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

ア 阿蘇山上地区

中岳火口を含む山上一体に6,265,641.13㎡の国有地があり、環境省の所管地となっている。この所管地内に歩道、標識及び退避壕等が直轄で整備されており、国有財産となっている。

所管地内の山上火口縁においてメダル、絵葉書等の販売、写真撮影、観光案内を行うものに対し、1年毎に営業許可を与えているが、一代限りとして将来的には営業の終息を図られるようにする。

所管地内におけるTV映画等の撮影に当たっては、自然環境の保全、快適かつ円滑な利用の確保のため、撮影を行う者は事前に撮影内容を九州地区自然保護事務所に届出を行うものとし、下記の要件に適合しないものは撮影を認めない。

なお、要件を満たすものであっても、車道以外への車の乗り入れは認めない。

- ① 撮影は通常の公園利用の範囲で行うものとし、舞台装置の持ち込み、土地の改変、奇抜な服装を用いての撮影等は認めない。
- ② 景観、動植物、水質等自然環境へ影響を与えないこと。
- ③ 公園利用上不快の念を与えたり、公園利用上の支障とならないこと。

イ 南阿蘇集団施設地区

環境省は南阿蘇集団施設地区においては、熊本県から317,507.15㎡、高森町から82,787.0㎡の土地の借り上げを行っている。その一部(23,799.90㎡)を南阿蘇国民休暇村用地として(財)国民休暇村協会に貸付しており、宿舎、園地、休憩所及び運動場が整備されている。

また、直轄でビジターセンター、野営場、園地及び運動場の施設整備を行っており、国有財産となっている。ビジターセンター及び野草園は環境省、熊本県、高森町及び南阿蘇国民休暇村で構成される「南阿蘇ビジターセンター運営協議会」によって管理運営が行われている。野営場及び園地については南阿蘇国民休暇村によって管理運営が行われている。今後も集団施設地区計画に基づき、良好で快適な利用拠点となるよう整備を進めるものとする。

(2) 自然公園美化管理財団事業

(財)自然公園美化管理財団阿蘇支部(昭和58年1月より業務開始)は、歩道、園地、公衆便所、駐車場等の清掃や施設の維持管理を行うと同時に、パンフレットの作成や環境週間、自然公園クリーンデー行事におけるゴミ袋の配布、一斉清掃等のゴミ持ち帰りの啓蒙活動も積極的に実施している。加えて、阿蘇地区パークボランティアの運営等利用者指導の活動面も積極的に実施している。今後も国立公園の美化と公園利用者への快適な環境作り及び利用者指導のため、実践、啓蒙両面からの適切な事業を推進していく。

(3) その他の土地又は事業施設の管理

北向山特別保護地区内に特定民有地等買上交付地方債元利償還金による買い上げ地があり、熊本県が管理する県有地(面積173,700㎡)となっている。

天然記念物にも指定されている貴重な北向山原生林の保護のための土地であることから、将来にわたり保護されるよう厳正に管理する。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 阿蘇の自然に親しむ集い

阿蘇地域の豊かな自然及び人文風景に触れ、親しむことを目的に「阿蘇の自然に親しむ集い」を例年10回程度開催している。今後は地元自治体、(財)自然公園美化管理財団阿蘇支部、南阿蘇国民休暇村、文化施設、学識者等との協力関係を確立し、一体となってこの行事を推進し、公園全体の自然探勝利用を促進していくこととする。

イ 阿蘇地区パークボランティア

阿蘇地区パークボランティアは当地域の快適利用を目的に平成6年に設置され、自然解説、利用者指導、美化清掃、動植物の保護など景観や自然環境の保全、自然環境に関する調査等の活動を行っている。今後も、「阿蘇の自然に親しむ集い」の企画・運営を行うほか、独自の活動にも積極的な支援を行う。

ウ 南阿蘇ビジターセンターの利用、運営

南阿蘇集団施設地区にあり、野草園及び南阿蘇国民休暇村宿舎と連携して阿蘇地域の自然解説に大きな役割を果たしている。

南阿蘇ビジターセンター運営協議会が年間活動計画等について定め、管理運営を行っている。

年間3万人程度の利用者があるが、さらに多数の利用者に利用されるよう、企画展示、セルフガイド、解説活動の充実を検討する。

エ 自然研究路の利用、管理

南阿蘇集団施設地区の野草園内自然研究路では、草原、人工林、自然林、二次林等多様な環境を見る事が出来るため、阿蘇地域全体の自然環境を理解するのに適している。今後もこの環境を維持するとともに、南阿蘇ビジターセンター運営協議会で作成した「野草園ガイド」を活用して自然観察を推進する。

砂千里内の歩道を火山活動をテーマとした自然研究路と位置付け、今後は解説板の整備を進めるものとする。

(2) 利用の規制

風致景観の保護及び適正な利用を推進する目的で、次のような利用規制を行う。

ア 野営場以外の野営禁止

植生の破壊、ゴミの散乱、焚き火による山火事及び草原火災を防止する観点から土地管理者及び関係機関等と協力し、野営場以外での野営の禁止を徹底する。

イ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗り入れ禁止

植生の保護、土地の荒廃防止の観点から、土地管理者及び関係機関等と協力し、車道駐車場以外の場所への乗り入れ禁止を徹底する。

(3) 利用者の安全対策

阿蘇山は活火山であるために噴火及び火山性ガスの危険性があり、火口の安全管理に十分に留意すると共に、火口観光一辺倒からの脱却が求められる。

中岳火口は、常に噴火の危険を伴ない、過去に利用者が事故にあった事例があるため、利用者の安全確保のため、阿蘇火山防災会議協議会が立ち入り規制、避難誘導方法等規制の詳細計画を決定している。中岳火口を含む山上一帯が所管地となっていることから、今後とも阿蘇火山防災会議協議会の運営に協力するものとする。

また、中岳火口では火山性ガス(二酸化硫黄SO₂)が原因と見られる死亡事故が平成元年から平成10年の間に6件(7名)発生しており、火山性ガスに対する安全性確保が急務である。現在、阿蘇火山防災会議協議会においてゾーン別規制を実施しているところであり、今後ともこれに協力しさらなる安全確保を図るものとする。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

公園内の美化清掃は、主に財団法人自然公園美化管理財団阿蘇支部と熊本県自然公園美化清掃協会により実施されている。

熊本県自然公園美化協会（会長：菊池市長、事務局：（財）自然公園美化管理財団阿蘇支部）は管内の阿蘇と菊池に支部を有し、（財）自然公園美化管理財団阿蘇支部と共に清掃活動とゴミの持ち帰りの啓蒙活動にあたっている。

他に、地域団体として菊池溪谷を美しくする会が活動を行っている。

毎年8月第一日曜日の自然公園クリーンデーには、「クリーン阿蘇」推進協議会（会長熊本県阿蘇地域振興局長、事務局；九州地区自然保護事務所、メンバー；県関係部局、関係13市町村、県観光連盟、（財）自然公園美化管理財団阿蘇支部）を中心に、地域団体、ボランティア等の参加を得て広範な美化清掃運動を展開し、公園利用者に対して美化思想の普及に努めている。

今後も関係者の協力を得て、国立公園の美化及び快適利用の目的のみならず、阿蘇地域が熊本市をはじめとする各地域の水源地域であるとの観点から、美化清掃活動をさらに推進していくものとする。

(2) 緑化修景指針

ア 道路法面及び沿線の取扱

周囲の現況が原野（野草地）である場合は、原則として木本類の植栽は行わず、在来種の張り芝とする。また可能な限り、表土保全の手法を用いて植生の復元に努める。

周囲の現況が森林であって、樹木の植栽を行う場合は、阿蘇地方に自生する樹木を用いる。

イ 園地、宿舎等施設敷地の取扱

外輪山上の展望園地のように周囲が主に野草地である場合には、高木の植栽を控え、張り芝とし、必要性が認められる場合に限ってツツジ類、アセビ等の低木による修景植栽を行う。

宿舎等施設敷地においては、修景のための植栽を極力行うこととし、立地する場所に応じて、下記の例に沿って気候にあった樹種を選定する。

ヤブツバキクラス域—シイ、カシ類、カヤ、モミ、コナラ、ケヤキ等

ブナクラス域—クヌギ、ミズナラ、カエデ類、ヤマボウシ、タカノツメ等

なお、ヤブツバキクラス域とブナクラス域の境界は、阿蘇地域では概ね標高600m～700mである。

7 その他関連事項

(1) 阿蘇くじゅう国立公園連絡会議の開催

関係県、市、町、（財）自然公園美化管理財団阿蘇支部、（財）国民休暇村協会南阿蘇国民休暇村との連絡調整体制の整備を目的に、連絡会議を定期的で開催する。

(2) 関係行政機関との連携協力

関係行政機関とは必要に応じ連絡会議を定期的で開催し、情報交換連携協力を努める。

(3) 関係各種団体との連携協力

各種連絡協議会、自然保護や美化清掃等を目的とする関係団体に対しては積極的に交流を図り、連携協力を努める。

参考資料

1. 管理計画検討会名簿

検討員	熊本工業大学教授	今江 正知 (植物) . . . 座長
	元県農業大学付属畜産研修所長	大滝 典雄 (自然保護全般)
	(財)阿蘇地域振興デザインセンター事務局長	若井 康彦 (地域デザイン)
	阿蘇火山博物館副館長	池辺伸一郎 (火山・地質)
行政機関	熊本森林管理署長	
	熊本県環境生活部自然保護課長	
	熊本県阿蘇事務所長	
	熊本県菊池事務所長	
	熊本県菊池市長	
	熊本県菊池郡旭志村長	
	熊本県菊池郡大津町	
	熊本県阿蘇郡一の宮町	
	熊本県阿蘇郡阿蘇町	
	熊本県阿蘇郡南小国町	
	熊本県阿蘇郡小国町	
	熊本県阿蘇郡産山村長	
	熊本県阿蘇郡波野村長	
	熊本県阿蘇郡高森町長	
	熊本県阿蘇郡白水村長	
	熊本県阿蘇郡久木野村長	
	熊本県阿蘇郡長陽村長	
	(財) 自然公園美化管理財団阿蘇支部長	

2. 作成経緯及び検討経緯

会議名	概要
<p>第1回検討会 日時：平成10年12月 3日（木） 場所：阿蘇町農村環境改善センター</p>	<p>1. 管理計画改訂の目的等 2. 座長選出 3. 管理計画とくじゅう地域の概要説明 4. くじゅう地域の検討課題 5. 討議</p>
<p>第2回検討会 日時：平成11年 1月28日（木） 場所：休暇村南阿蘇</p>	<p>1. 管理計画素案説明 2. 討議</p>
<p>管理計画中央連絡会議 日時：平成11年 2月10日（水） 場所：環境庁</p>	<p>1. 管理計画素案及び検討経緯の説明 2. 討議、修文</p>
<p>第3回検討会 日時：平成11年 3月15日（月） 場所：熊本県阿蘇事務所会議室</p>	<p>1. 中央連絡会議の報告 2. 管理計画案の討議・成案</p>